

固定資産税（償却資産の申告について）

市税につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっています。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引き」を参照のうえ、申告書を作成し、必ず提出して下さい。

申告期限・・・毎年1月31日

提出先・お問い合わせ先

〒898-8501

枕崎市千代田町27番地 枕崎市役所税務課固定資産税係

TEL 0993-72-1111 内線（156・157）

《 目 次 》

1. 償却資産の申告のあらまし	(ページ)	
(1) 償却資産の申告とは	(2) 申告していただく方	1
(3) 申告の必要な資産は	(4) 申告の必要ない資産は	1
(5) 少額の減価償却資産の取扱い		2
(6) 償却資産の種類と具体例		2, 3
(7) 提出書類と申告の種類		3, 4
(8) 自社電算処理による申告		5
(9) 建築設備における家屋と償却資産の区別		5
2. 課税標準の特例及び非課税等		
(1) 課税標準の特例		5
(2) 非課税となる資産	(3) 減免	5
3. 償却資産の申告に際しての留意点		
(1) 国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の主な違い		6
(2) 税制改正等における取り扱いについて		6, 7
(3) 借用資産（リース資産）について		7
(4) 共同住宅の償却資産について		7
(5) その他		7

1. 償却資産の申告のあらまし

(1) 償却資産の申告とは

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方など）が、その事業に用いることができる土地、家屋以外の事業用資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税が課税されます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっています。（地方税法第383条）

(2) 申告していただく方

工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方など、事業を行っている方で、毎年1月1日現在、枕崎市内に事業用の償却資産を所有されている方になります。

休業・廃業等された方、課税に該当するような償却資産がない旨を申告していない方も、お手数ですが、備考欄にその旨を記入して申告書の提出をお願いします。

(3) 申告が必要な資産は

毎年1月1日現在、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となるものです。

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 使用可能期限が1年未満又は取得価格が20万円未満の資産であっても、個別に償却しているもの
- ② 建設仮勘定で経理されている資産で、毎年1月1日現在稼働している資産
- ③ 償却済資産（減価償却を終わり、備忘価格のみ帳簿に計上している資産）
- ④ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑥ 未稼働資産（稼働していないが、既に完成している資産）
- ⑦ 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの

(4) 申告の必要のない資産は

- ① 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ② 自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ③ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象になります。）
- ④ 繰延資産
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの

(5) 少額の減価償却資産の取扱い

国税（法人税、所得税）	固定資産税（償却資産）
① 使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満のもので、一時に損金（必要な経費）に算入されたもの	申告の必要はありません。
② 一括償却資産（取得価格が20万円未満の資産で、一括して3年間で損金（必要な経費）に算入されたもの	申告の必要はありません。
③ 上記①、② 以外の場合	申告してください。

※租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得した取得価格30万円未満の減価償却資産について損金算入又は必要経費に算入することができますが、**固定資産税（償却資産）の申告対象となります。**

(6) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		具体例（主なものを例示）
第1種	構築物	舗装路面、駐車場舗装、屋外排水溝、緑化設備、門、塀、フェンス、屋外広告塔、貯水池、その他土地に定着した土木設備など
	建物付属設備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうちで償却資産として扱うもの ※テナント入居者（賃借人）が貸ビル・借店舗等に施した内装・造作等の特定付帯設備※①
第2種	機械及び装置	金属・印刷等の製造加工設備、土木建設設備、ブルドーザー、タイヤショベル等の建設機械、大型特殊自動車（0、00～09、000～009ナンバーのもの）※② 機械式駐車設備、クリーニング設備、農業用設備、太陽光発電設備（家屋の屋根材一体型を除く）など
第3種	船舶	貨客船、遊覧船、漁船、しゅんせつ船、砂利採取船、モーターボート、ヨットなど
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種	車両及び運搬具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車（9、90～99、900～999ナンバーのもの）※③（自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除く。）
第6種	工具、器具及び備品	事務机、キャビネット、応接セット、エアコン、テレビ、看板、レジスター、パソコン、陳列ケース、自動販売機など

今までに申告をしたことのある方

申告の種類	提出書類		留意事項	
	申告書	種類別明細書		
		増加・全資産用		減少用
増加資産・減少資産の両方ともない方	○	×	×	申告書の備考欄の前年度より増減の無に○をする。
増加資産・申告もれ資産がある方	○	○	×	種類別明細書に増加資産・申告もれ資産を記載する。
減少資産がある方	○	×	○	種類別明細書（減少用）に減少した資産を記載する。
増加資産・減少資産の両方ともある方	○	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加した資産を、種類別明細書（減少用）に減少した資産を記載する。
申告すべき資産がない方	○	×	×	申告書の備考欄に【償却資産】なしと記載する。
事業を廃止した方	○	×	×	申告書の備考欄の解散、廃業欄にその旨を記載する。

- ① 償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。
- ② 最新の【減価償却費計算書】（税務署に提出されたもので可）又は固定資産台帳など、減価償却資産の明細が確認できる書類（写し）の添付をお願いいたします。
- ③ 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いします。
- ④ 前年度までに申告した資産がある場合には、同封の償却資産種類別明細書で現在の申告内容を確認してください。
- ⑤ 前年度までに申告もれ資産があった場合は、過年度に遡及して課税になることがありますので、あらかじめご承知おきください。

(8) 自社電算処理による申告

- ① 毎年度、1月1日現在の所有資産について全資産申告が必要です。
- ② 償却資産の申告書（地方税法施行規則第26号様式）、全資産用の種類別明細書（同第26号様式別表1）の様式にある記載事項の全てを記載してください。
- ③ 賦課決定上必要ですので、取得価格、評価額、課税標準額はすべて記載してください。
- ④ 課税標準の特例がある場合は、対象の適用法令、特例率、課税標準額を記載し、特例適用を確認できる書類（届出書、許認可書の写しなど）を添付してください。
- ⑤ 所有者コードが事務処理上必要ですので、**必ず枕崎市から送付した申告書も一緒に提出してください。**

(9) 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは電気設備、ガス設備、給排水設備等で本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるための設備をいい、家屋と建築設備の所有者が同じである場合は、原則として家屋に含めて評価されますが、次のような設備は、償却資産となりますので、申告してください。

- ① 取り外しが容易で家屋と構造上一体となっていないもの 例) ルームエアコンなど
- ② 独立した機械的性格の強いもの 例) 受変電設備、中央監視制御設備など
- ③ 特定の生産又は業務の用に供するもの 例) 工場における機械の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテル・病院等における厨房設備・洗濯設備、機械式立体駐車場の駐車機械設備など
- ④ 電気設備のうち、ネオンサイン、投光器、スポットライト、電話機、電話交換機など
- ⑤ テナント入居者(賃借人)が貸ビル、貸店舗等に取り付けた内装・造作や建築設備など

2. 課税標準の特例及び非課税等

(1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、第349条の3の4及び同法附則第15条、第15条の2、第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

※ 地方税法の改定により、対象の資産、特例率、適用期間等が変更されることがあります。

(2) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

非課税に該当する資産がある場合は、償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載例を参考にその旨を記入してください。

(3) 減免

災害による被害など、枕崎市税条例等で規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者からの申請により固定資産税が減免される場合があります。

※ 詳しくは、市役所税務課固定資産税係までお問い合わせください。

3. 償却資産の申告に際しての留意点

(1) 国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の主な違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度（決算期）
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法 ※「固定資産評価基準」に定める減価率です。	※建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度※ ①	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増 加 償 却	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘評価（1円）
改 良 費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分、一部合算も可

(注) ※ ① 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で所得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(2) 税制改正等における取り扱いについて

① 平成19年度及び24年度の税制改正により、国税における減価償却の方法が改正されましたが、固定資産税（償却資産）における評価額の算出方法は従来から変更ありません。（減価率や取得価額の5%とされている評価額の最低限度は変わりません。）

② 平成20年度税制改正により、耐用年数省令の一部改定があり、機械及び装置を中心に減価償却資産の耐用年数が大きく変更されました。

固定資産税（償却資産）においては、決算期等に関わりなく、既存資産（平成20年1月1日以前に取得した資産）を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数が適用されます。

また、平成20年1月1日以前に取得した償却資産で、この改定により耐用年数の

変更をする資産の評価額は平成20年度の評価額に改定後の耐用年数に応じた減価残存を乗じることによって算出します。(取得当初に遡及して再計算するものではありません。)

- ③ 平成20年度税制改正により、地方税法第414条が削除され理論帳簿価格制度が廃止されました。これにより、平成20年度分以降の固定資産税については、固定資産評価基準に基づいて算定した評価額の合計額が課税標準額となります。

(3) 借用資産（リース資産）について

原則として、リース資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、リース期間満了後にリース資産が無償又は名目的な対価で賃借人に譲渡される場合は、賃借人に申告していただくことになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 (所有権移転外ファイナンス・リース)	× (申告不要)	○ (申告が必要)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ なお、平成20年4月1日以降に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」が税務会計上は売買取引と扱われ、借り手側が減価償却を行うことができることとなりました。

しかし、償却資産に係る固定資産税の取扱いにおいては、これまで通り、リース資産の所有者である貸し手側（リース会社）に申告義務があります。

(4) 共同住宅の償却資産について

共同住宅の建物本体部分については家屋として評価されますが、これ以外の部分（塀、フェンス、緑化施設等の外構設備、駐車場舗装、機械式駐車場設備、受変電設備、駐輪場、建物の外の浄化槽等）については償却資産として申告が必要になります

(5) その他（実地調査等の協力のお願い）

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて市役所の担当者が事務所などに赴き帳簿や現物の確認を行う現地調査や、減価償却明細書等を郵送していただき、償却資産申告書も内容との突合を行う簡易調査を定期的にお願ひしております。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税及び法人税に関する国税資料（申告書等）を閲覧することがあります。ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合に資産の取得時期に応じて現年度だけでなく過年度に遡及して課税になることがありますので、あらかじめご承知おきください。